

理するものであり、自治体の長は、国の指揮命令を受けて事務を行なう。したがって、自治体の議会は、これに対しては監督や審議することはできない。戸籍、国民年金などをはじめ、さきの指定都市に委譲された児童福祉、生活保護などの16項目の事務のほとんどが、この機関委任事務である。

地方自治のたてまえからは、地域の事務が、自治体の独自の意思にもとづいて処理できるものでなければならない。そうでなければ、地域住民の要望に答えて、その地域の实情に応じた行政を行うことはできないのである。自治体の責任と負担において行政を処理するのが、地方自治の基本原則である。ところが行政事務の増加にしがって、機関委任事務がふえてきており、全行政の7割くらいをしめるようになってきたといわれている。許可、認可、指導、監督、裁定などの権限は、国や県に留保して、市にはその実施と費用だけを負担させるというしくみである。このような機関委任事務の増加は、市民の要望に答えて行政を進めることをますますむずかしくしている。たとえば、公害対策、宅地造成の規制、生活保護基準の引き上げなどその権限は国や県に留保されているのである。

また、自治体の事務として行なわれる場合でも法令の細かい規定があって、自治体の独自のしかたで事務を処理する余地をせばめている。「子供のお使い」ということがある。国の法令や指揮監督を受けなければなにもできないということは、まさしく「子供のお使い」といわざるをえない。自治体が地域住民の要望に答えその意思にもとづいて行政を進めるためには、もっと自治権の強化がはからなければならない。

らない。

〈財源のうらづけはうすい〉——市の財政は、市民が納める税金と国の補助金などによってまかなわれている。本来、自治体の行政の経費は、直接市民が税金によって負担するのが原則であり、それが地方自治の本旨にもかなっている。ところが、市税収入は横浜市の歳入の50%にも足りない。国の歳入の90%が国税収入によって占められていることとは大きな違いである。しかも、横浜の市民が納める税金のわずか16%しか横浜市の財政収入にはなっていない。

これは、税源が国に偏在しているためである。このため、横浜市の財政は、国の補助金や地方交付税などを通じて、国の財源保障に対する依存をますます強めている。しかも、補助金は、国の補助金基準や単価が实情に合わず、多額の超過負担を強いられている。また、地方交付税は、財政需要額の算定要素に大都市の特殊性が反映されていないため、十分な財源保障が得られない。さらに、財源の不足ばかりでなく、補助金などを通して行政の方向が曲げられていく。

このようにして、工業化と都市化によって増大する財政需要に対して、これをまかなうべき財政収入がともなわず、大都市の財政は構造的な危機を深めている。

## ②——市民の納める税金

〈市民の税負担〉——市や県や国の財政は、主に税金によってまかなわれている。わたしたちは市民として、県民として、あるいは国民として、それぞれの立場から市税、県税、国税を負担する。市

表2-1-1 昭和41年度予算(全国)

●国 税 30,788億円	一般会計 3,0287億円	所得 税 9,802億円	●地方 税 15,742億円	事 業 税 3,331億円
		法人 税 8,962		都 道 府 県 民 税 1,819
		酒 税 3,640		軽 油 引 取 税 738
		揮 発 油 税 2,547		自 動 車 税 596
		関 税 2,155		料 理 飲 食 等 消 費 税 562
		物 品 税 1,391		都 道 府 県 た ば こ 消 費 税 495
		印 紙 収 入 805		不 動 産 取 得 税 332
		相 続 税 410		娛 楽 施 設 利 用 税 117
		砂 糖 消 費 税 296		都 道 府 県 固 定 資 産 税 41
		入 場 税 104		釧 区 税 7
	有 価 証 券 取 引 税 64	道 府 県 法 定 外 普 通 税 6		
	通 行 税 45	狩 猟 免 許 税 4		
	取 引 所 税 28	入 猟 税 3		
	と ん 税 25			
	ト ラ ン プ 類 税 6			
	特別会計 501億円		固 定 資 産 税 2,986(85)	
	地方 道 路 税 461		市 町 村 民 税 2,880(92)	
	特 別 と ん 税 32		市 町 村 た ば こ 消 費 税 825(16)	
	石 油 ガ ス 税 8		電 気 ガ ス 税 577(14)	
			都 市 計 画 税 224( 7)	
		軽 自 動 車 税 131( 1)		
		釧 産 税 22		
		木 材 引 取 税 21		
		入 湯 税 13(1百万円)		
		法 定 外 普 通 税 及 び 8		
		旧 法 税 収 入 3		
		水 利 地 益 税 ・ 共 同 施 設 税		

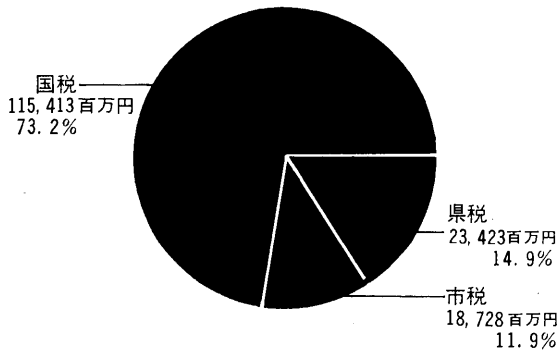
注：( )内は横浜市昭和41年度当初予算額(現年度分)

や国の役割が大きくなるにしたがって、わたくしたちの負担する税金の額や種類も多くなってきた。たとえば、国税は法人税、所得税、酒税など18種、県税は事業税、県民税など13種、市税は固定資産税、市民税など11種、これをあわせると、42種もの税金があり、あらゆる資産や経済活動にともなって税金がかかってくる。わたくしたちはこれらの税金を、所得税、市県民税として直接に、あるいは、砂糖やタバコを買うごとにその代金を支払うことによって、間接に納めている。

それでは、横浜の市民はどのくらい税金を納めているだろうか。これを39年度についてみると、その総額は1,575億6,400万円で、38年度に比べると18%のびている。その内訳は、国税が1,154億1,300万円で全体の73%を占めて圧倒的に多く、県税は234億2,300万円で15%、市税は187億2,800万円で12%とぐっと小さくなっている。この割合の推移をみると、市税と国税の占める割合が小さくなり、県税が大きく伸びてきているのが特徴的である。市税は25年度の17%から40年度の12%と先ぼりの傾向をみせてい

■図2-1-2 横浜市域から徴収される税金 (昭和39年)

総額 157,564百万円



る。

このように横浜市からあがる税金の7割を国にもっていかれ、市税は1割ていどにしかすぎないという財源配分のまずしさから、1割自治ということばさえ生れている。これっぽちの金では、市民の要求に答えるべき十分なしごとができないというわけである。

それでは市民1人1人に割り当てられる税金の大きさはどのくらいの額になるだろうか。国税、県税、市税を合せた金額では、9万4千円で、38年に比べると1万円ふえている。国税が6万9千円、県税が

1万4千円、市税が1万1千円となっていて、国税は市税の6倍である。

これを全国の税負担額と比べると、39年度の国民1人当りの税負担額は4万7千円だから、横浜の9万4千円に比べると、かなり低いことがわかる。横浜は工業都市として大企業が多く、また所得の高さなど経済力の大きさをものがたっている。

このような横浜の経済力の大きさ、あるいは横浜市民の所得水準の高さは、市民の分配所得に対する租税負担率によってもたしかめることができる。たとえば、横浜市の租税負担率は28%で、国民所得に対する租税負担率22%に比べてかなり高い。ところが35年の負担率33%に比べると、5%落ちている。このことは、不況の深まりにつれて、法人の分配所得が減少したことや、市民の所得が相対的に低くなってきたことを示している。

<のびなやむ市税収入>-----市民が税金として納める市税の収入状況はどのようになっているか、40年度決算によって、みていくことにしよう。

40年度の市税収入額は、216億3,200万円で、39年度の187億2,800万円よりも29億600万円ふえて、その伸びは16%となっている。40年度の市税収入額は、不況が深刻になってくるにしたがって、その伸び率

■表2-1-2 租税負担率

区分 年度	国民所得 (A)	市民分配所得 (B)	租税総額 (C)	横浜市域から あがる租税 (D)	租税負担率	
					国 C/A	市 D/B
35	119,997 億円	248,567 百万円	25,457 億円	82,166 百万円	21.2	33.1
39	205,225 億円	556,542 百万円	45,588 億円	157,564 百万円	22.2	28.3

出所：財政金融統計月報

は急激に落ちてきた。36年度の伸び27%を頂点に、37年度20%、38年度16%、39年度17%、40年度16%と年々その伸び率は鈍化し、歳入総額に占める市税の割合も30年度53%、35年度50%、40年度46%と37年度から40%台に低くなっている。このため、市財政は国の補助金や交付税に対する依存をますます深めていき、財政活動を一層きゅうくつなものにしている。

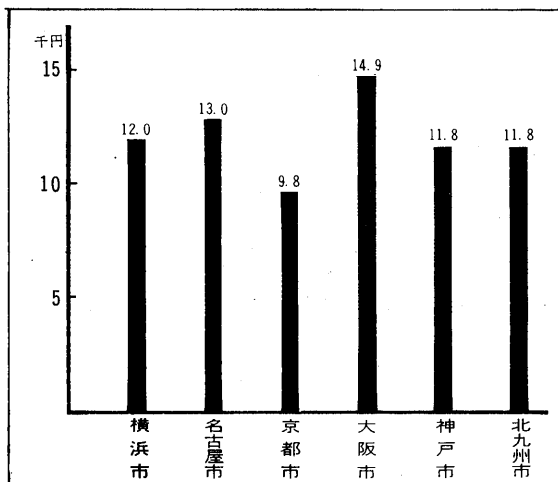
つぎに税目別にみると、市民税は92億700万円で、市税収入全体に占める割合は43%ともっとも高く、ついで固定資産税が86億1,800万円、40%となっている。この2つの税目で市税収入の83%と大きな比重を占めている。このほか、たばこ消費税15億1,800万円、電気ガス税14億2,100万円などがある。主要税目である市民税の伸びをみると、30年度を基準にした指数は442で4.5倍になっている。これを法人と個人別に分けると個人が599と6倍にふえ、法

■ 表2-1-3 市税決算額(40年度) (単位:百万円)

税 目	金 額	構 成 比
市 税 合 計	21,632	100
1. 普通税	20,920	96.7
(1) 市民税	9,207	42.6
個人分	6,817	31.5
法人分	2,390	11.1
(2) 固定資産税	8,618	39.8
(3) 軽自動車税	133	0.6
(4) 市タバコ消費税	1,518	7.0
(5) 電気ガス税	1,421	6.6
(6) 商品切手発行税	23	0.1
2. 目的税	712	3.3
(1) 入湯税	1	0
(2) 都市計画税	711	3.3
3. 旧法による税収入	0	0

出所：市税決算額調

■ 図2-1-3 6大都市の1人当り市税負担額(40年度)



出所：市税決算額調

人分は520と約5倍で、個人の伸びには及ばない。固定資産税は、30年を基準にした指数で335と約3倍強となり、その内訳では償却資産の伸びが著しく513、ついで家屋343、土地220となっており、土地の伸びは停滞的である。

つぎに市民の市税負担額をみると、1人当り1万1千円で、世帯当りでは、4万4千円となっている。これを6大都市の比較でみると、図2-1-3のようになっており、大阪市がもっとも高く、京都市が最低となっている。このような租税負担の違いは、分配所得の違いによるものである。

#### <税財政のしくみと市の収入になる税金>

横浜の市民が納める税金の総額、1,575億6,400万円のうち国税73%、県税15%、市税12%という割合は、さきにも見た。このような割合で納められた税金が、そのまま国あるいは市の最終的な財源となるのではなく、国からいくらかの財源が配分されてくる。これは、国と地方自治体との財源配分のしくみ

■表2-1-4 横浜市の収入になる税金(39年度)

(単位百万円)

	税 額	構 成 比	財源調整後の市の収入			
			国県から市へ	市から国県へ	市の収入	還 元 率
国 税	115.413	73.2	6,687	924	5,758	5.0 %
県 税	23.423	14.9	924	84	840	3.6
市 税	18.728	11.9			(18,728)	(100)
計	157.564	100.0	7,611	1,008	25,326	16.1

出所：国・県・市各税務統計書、横浜市決算書より作成

によっている。地方自治体が、その行政を円滑に処理していくためには、それぞれの経費をまかなうために、十分な財源が地方自治体に保障されなければならない。しかもその財源保障の形式は税として与えられることがもっとものぞましい。ところが、地域経済の不均等発展は、地方自治体の財政力に不均衡を生じている。一方、増加する行政事務は、国家的見地から、自治体の財政力のいかにかわらず、最小限一定の水準を維持することが要請されている。このような税収と財政需要のアンバランスを是正し、地方自治体に財源を保障する形式として地方交付税制度がとられている。地方交付税は、財政収入額が、財政需要額にみたない場合に、その不足額の割合に応じて配分され、その総額は所得税、法人税、酒税の一定割合(40年度29.5%)におさえられている。もう一つは、国の政策を地方自治体に実施させるとか、特定のしごとを奨励して行なわせるとかのために、その経費の一部分を国が負担し補助するという補助金制度がある。

このように地方交付税や補助金、さらには地方譲与税、分担金などを通じて、地方自治体と国との間の財源が調整されることになる。これを40年度の横浜市の場合についてみると、国から地方交付税、地方

譲与税あるいは、補助金として、66億8,700万円の交付を受け、国に対しては、国直轄事業などの負担金として9億2,400万円を支出している。さらに県との関係では、補助金として9億2,400万円の交付を受け、負担金として8,400万円の支出がなされている。このような金の出入りを調整すると、結果的には、国から57億5,800万円、県から8億4,000万円の交付を受け、あわせて、65億9,800万円が、市の収入としてはいってくる。

しかし、このようにして財源の調整をうけても、市の収入になる金額は、253億2,600万円で、横浜の市民や会社などが納める税金の16%と、非常に小さな割合しかしめていない。横浜の区域から多額の税金があがってくるということは、それだけ、市民の経済活動や社会活動がさかんであるということであって、その反面では、道路舗装や下水道の整備など、市民の生活に必要な公共的な施設を整備するために必要な財政需要もまた大きいのである。増大する大都市の財政需要をまかなうに十分な税源の配分がぜひとも必要である。